

# 碧南市内で

幅員4m未満の道路に面して建築や外構等の工事をされる方へ

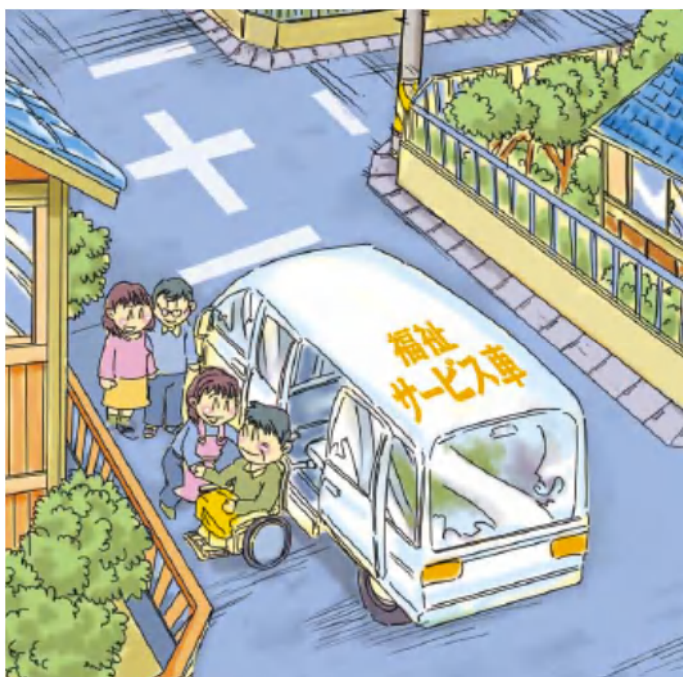
## 「後退用地に関する事前協議書」 の提出が必要です

### 「碧南市狭あい道路に係る後退用地に関する要綱」

を平成26年7月1日から施行しています

- 「狭あい道路」とは  
一般の交通の用に供する幅員4m未満の道路です。
- 「後退用地に関する事前協議書」の提出が必要です  
建築物を新築・増築又は外構工事等を行うときは、敷地が狭あい道路に接しているかどうか確認してください。  
該当するときは、建築確認申請の提出前（確認申請が必要ない場合は当該工事に着手する前）までに「後退用地に関する事前協議書」を建築課へ提出し、協議をお願いします。

～安全・安心な街づくりにご協力をお願いいたします～



問合せ先

碧南市役所 建設部建築課 建築行政係

電話：0566-41-3311（内線417）

Mail：kentikka@city.hekinan.lg.jp



事前協議から建築工事開始までのフローチャート

